

東海学園大学における競争的資金等の適正使用に関する行動規範

平成 22 年 9 月 22 日制定

近年、研究活動や競争的資金等の使用に関して、不正行為や不正使用の問題が発生しております。競争的資金の原資が税金によって賄われているものであり、その使用に当たっては法令の遵守、使用ルールに則って効果的に使用することが義務付けられおり、研究機関においても管理・監査の体制整備を進めて行かなければなりません。

東海学園大学においても、研究者の自主性を尊重し適正な研究活動が推進できるように環境整備を推進し、研究活動における不正行為が行われないように、また競争的資金等の使用に際して社会の信頼に応えられるよう研究者の行動規範を制定します。

- 1、東海学園大学の研究者として自覚をもって、関係法令、規程、使用ルール等を遵守すること。
- 2、競争的資金の原資が税金によって賄われているものであり、その使用に関する説明責任を果すこと。
- 3、研究者は、研究計画に基づき、競争的資金の計画的かつ適正な使用に努めること。
- 4、業者等との関係において、競争的資金の使用にあたっては疑惑や不信を招くことのないよう行動すること。
- 5、不正行為、不正使用が疑われる場合は、速やかに通報窓口に通報すること。
- 6、研究者と担当事務職員は、相互に連携をとるようにすること。
- 7、この行動規範の改正は、大学評議会の承認を得なければならない。

附則

この行動規範は平成 22 年 10 月 1 日から施行する。